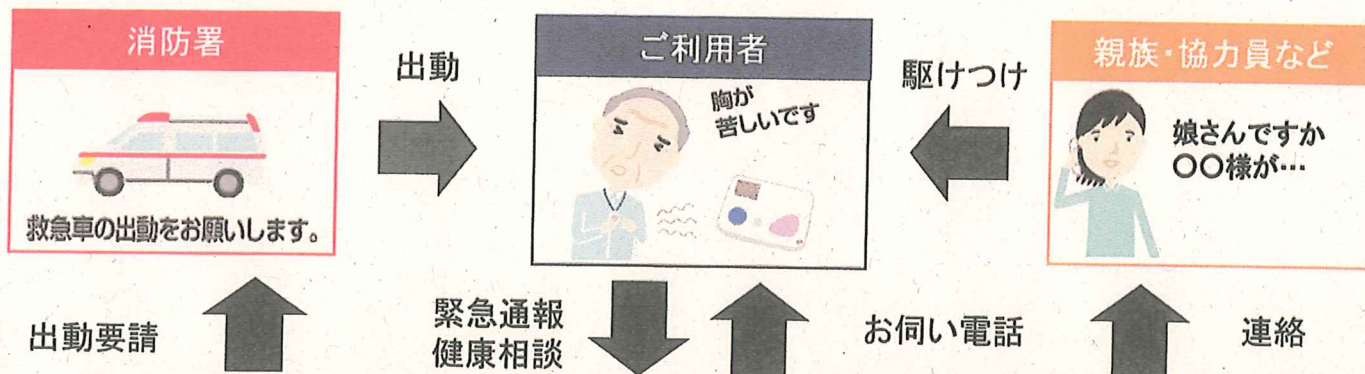



山陽小野田市緊急通報システム（安心相談ナースホン）のご案内

これ1台で安心・安全  
もしもの時につながる 緊急通報システム



 **あんしんセンター** 24時間365日  
看護師が対応します

- ◆ 急に具合が悪くなった時など、ボタンひとつであんしんセンターへ連絡ができます。
- ◆ 24時間365日看護師が対応し、必要に応じて救急車の出動を要請します。
- ◆ 緊急時だけでなく、日頃から健康相談を受けることができます。
- ◆ 月に1度、あんしんセンターからお電話をして、お身体の様子を伺います。

緊急通報装置は、固定電話につなぐものと携帯電話型のものからお選びいただけます。  
**（どちらも外出先からはサービスの利用はできません）**



料金：市民税非課税世帯（対象者が課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）月額0円  
市民税非課税世帯（対象者が課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える）月額357円  
市民税課税世帯 月額715円

このサービスに関するお問い合わせは  
山陽小野田市 高齢福祉課 電話番号:0836-82-1171



## 6 要配慮者の避難対策における体制の整備

市は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

## 7 「高齢者等避難」発表のための基準策定

市は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令するための基準策定をする。

### 第2項 防災設備等の設置促進（福祉部）

市は、在宅の一人暮らし高齢者、重度障がい者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう、緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

(2)

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及に努める。

(3)

## 第3節 防災知識の普及啓発・訓練

### 第1項 防災知識等の普及啓発

#### 1 広報資料などへの配慮（福祉部・総務課）

市は、要配慮者及びその家族等に対し、わかりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 2 外国人への対策（市民活動推進課）

市は外国人に対して、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。

#### 3 支援方法等の普及啓発（社会福祉課・関係各課）

市は、地域における要配慮者支援を促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

### 第2項 防災訓練（総務課・福祉部）

市は、防災訓練を実施する際、要配慮者を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるよう、その支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

## 第4節 避難行動要支援者名簿

### 第1項 作成の目的

東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計され、こうした被災傾向は過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられる。